

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月13日

【四半期会計期間】 第26期第3四半期(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

【会社名】 株式会社原弘産

【英訳名】 H A R A K O S A N C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原 孝

【本店の所在の場所】 山口県下関市幡生宮の下町2番1号

【電話番号】 083-253-8771(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 園田匡克

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894

【事務連絡者氏名】 専務取締役 園田匡克

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第25期 第3四半期連結 累計期間	第26期 第3四半期連結 累計期間	第25期 第3四半期連結 会計期間	第26期 第3四半期連結 会計期間	第25期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 9月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
営業収益 (千円)	5,546,561	847,916	1,189,332	261,873	8,203,382
経常損失() (千円)	440,071	338,386	83,651	110,924	1,252,654
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	3,557,760	296,411	223,394	111,321	6,002,902
純資産額 (千円)			1,886,972	337,873	622,296
総資産額 (千円)			15,109,795	13,962,815	12,331,667
1株当たり純資産額 (円)			114.30	17.76	33.38
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 四半期純損失金額() (円)	233.43	15.61	13.70	5.85	384.21
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	165.77				276.89
自己資本比率 (%)			12.5	2.4	5.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,701,460	151,963			3,211,301
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	34,673	111,202			4,840
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,556,707	114,026			4,203,651
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			393,419	122,930	278,777
従業員数 (名)			60	69	58

(注) 1 営業収益には、税込処理を採用している一部の子会社を除き消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について、第25期第3四半期連結会計期間及び第26期第3四半期連結累計(会計)期間においては、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(名)	69 (13)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、嘱託を含む。)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(名)	46 (2)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者は除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、嘱託を含む。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用していますが、事業区分に変更がないため、前年同四半期比較を記載しております。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における環境事業の生産実績は次のとおりであります。なお、不動産分譲事業及び不動産賃貸管理事業は生産活動を行っておりません。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
環境事業	5,901	38.9
合計	5,901	38.9

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。なお、不動産賃貸管理事業は受注活動を行っておりません。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
不動産分譲事業	775,812	15.0	2,596,568	386.4
環境事業	1,929	42.0	577	75.5
合計	777,741	14.9	2,597,146	384.4

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
不動産分譲事業	26,107	97.2
不動産賃貸管理事業	233,492	7.4
環境事業	2,274	10.0
合計	261,873	78.0

(注) 上記金額には、税込処理を採用している一部の子会社を除き消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、事業等のリスクの将来に関する事項については、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、前連結会計年度において債務超過の状態を解消いたしました。前連結会計年度において959,092千円の営業損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても198,970千円の営業損失を計上することとなりました。また、将来の借入金の弁済が困難になることが予想されるため、金融機関と協議し一定期間の弁済の猶予と金利の一部減免を要請し、実行していただいております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨年3月に発生した東日本大震災により企業収益や雇用情勢が悪化しておりましたが、時間の経過とともに徐々に回復しつつある中、欧州諸国における財政不安の連鎖、米国経済の減速懸念等の顕在化、為替相場は円高の状態が高止まりする等、景気の先行きは不透明なまま推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、戸建住宅事業の用地取得及び販売、再生再販事業における物件の仕入活動、不動産賃貸管理事業における営繕工事取得活動等に注力いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間におきましては、営業収益は2億6千1百万円（前年同四半期比78.0%減）、営業損失は6千万円（前第3四半期連結会計期間は1千4百万円の営業損失）、経常損失は1億1千万円（前第3四半期連結会計期間は8千3百万円の経常損失）、四半期純損失は1億1千1百万円（前第3四半期連結会計期間は2億2千3百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用していますが、事業区分に変更がないため、前年同四半期比較を記載しております。

不動産分譲事業

当社グループでは、戸建住宅事業、分譲マンション代理販売、たな卸資産の売却に注力いたしました。中国では、保有する一部のたな卸不動産を売却したものの、進行中の第2プロジェクトに係る経費を計上することとなりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の営業収益は2千6百万円（前年同四半期比97.2%減）、営業損失は5千6百万円（前第3四半期連結会計期間は8百万円の営業損失）となりました。

不動産賃貸管理事業

当社グループでは、前連結会計年度において管理戸数が減少したこと及び当社が保有する賃貸物件の一部を売却したことから家賃収入を中心に収益が減少いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の営業収益は2億3千3百万円（前年同四半期比7.4%減）、営業利益は7千1百万円（前年同四半期比0.7%減）となりました。

環境事業

当社グループでは、ガラス瓶のリサイクル事業等に取り組んでおります。

この結果、当第3四半期連結会計期間の営業収益は2百万円（前年同四半期比10.0%減）、営業損失は3百万円（前第3四半期連結会計期間は2百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は106億3千5百万円となり、前連結会計年度末に比べて17億1千7百万円増加しました。たな卸資産の増加17億円が主な要因であります。

固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は33億2千7百万円となり、前連結会計年度末に比べて8千6百万円減少しました。建物及び構築物の減少4千9百万円が主な要因であります。

流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は120億2千7百万円となり、前連結会計年度末に比べ19億9千2百万円増加しました。前受金の増加13億9千6百万円が主な要因であります。

固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は15億9千7百万円となり、前連結会計年度末に比べて7千6百万円減少しました。新株予約権付社債の減少1千5百万円が主な要因であります。

純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は合計3億3千7百万円となり、前連結会計年度末に比べて2億8千4百万円減少しました。

この結果、当第3四半期連結会計期間末の総資産は139億6千2百万円となり、前連結会計年度末に比べて16億3千1百万円増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べて2千3百万円減少し、1億2千2百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において営業活動から得られた資金は9千7百万円となり、前年同期と比べ4億9千7百万円の収入の減少となりました。これは、主として前受金の増加9億2千5百万円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において投資活動から得られた資金は8百万円となり、前年同期と比べ7千1百万円の収入の増加となりました。これは、主として貸付金の回収による収入9百万円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動によるキャッシュ・フローは1億2千7百万円の支出となり、前年同期と比べ4億5千9百万円の支出の減少となりました。これは、主として短期借入金の返済による支出1億1千8百万円などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策

当社グループは、前連結会計年度において債務超過の状態を解消いたしました。前連結会計年度において959,092千円の営業損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても198,970千円の営業損失を計上することとなりました。また、将来の借入金の弁済が困難になることが予想されるため、金融機関と協議し一定期間の弁済の猶予と金利の一部減免を要請し、実行していただいております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在していません。

当社グループは、これらの状況を早急に解消するため、バランスシートの健全化、及び収益の柱となる事業ドメインの再構築を計画しております。バランスシートの健全化につきましては、第三者割当増資による資金調達、たな卸資産の売却による金融負債の圧縮等を計画しております。事業ドメインの再構築につきましては、拠点の統廃合による機動力のある組織への改革、安定収益の見込める賃貸管理部門の強化、不動産の再生再販事業及び戸建住宅事業の強化を計画しております。なお、資金繰りの安定を図ることを目的として各金融機関と協議し、借入金の約定弁済の一時棚上げ及び金利の一部減額を要請しておりますが、今後も良好な関係を維持すべく鋭意協議してまいります。

当社グループは、引き続き、たな卸資産の売却による金融負債の圧縮、安定収益の見込める賃貸管理部門の強化、収益率の高い不動産仲介部門の強化、新規事業として不動産の再生再販事業の積極的推進等を通じて、収益力を上げていく予定です。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,100,000
第1種優先株式	29,550,000
計	59,100,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式59,100,000株、第1種優先株式29,550,000株であり、合計では88,650,000株となりますが、発行可能株式総数は59,100,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,031,612	19,031,612	大阪証券取引所 市場第2部	単元株式数は100株で あります。
計	19,031,612	19,031,612		

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 提出日現在において第1種優先株式は発行しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権付社債を発行しております。
(平成19年12月5日取締役会決議)

2012年満期ユーロ円建A種転換社債型新株予約権付社債(平成19年12月21日発行)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	413
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,572,335
新株予約権の行使時の払込金額(注)1	39.4円
新株予約権の行使期間	平成20年1月4日から 平成24年12月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 39.4円 資本組入額 20.0円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権付社債の残高(千円)	61,950

(注)1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{発行又は処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{時価} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ)平成22年3月19日開催の社債権者集会において、当社の上程するすべての議案が承認可決されたことから、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2 新株予約権の行使に際し、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

3 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等(下記4(2)(二)に定義する。)が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記1と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、単元未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、現金による精算は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

4 本社債の償還

(1) 本社債の満期償還

2012年12月21日（償還期限）に本社債を償還する。

(2) 本社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

2009年12月21日以降、30連続取引日（以下に定義する。）のうち少なくとも20取引日における転換価値（以下に定義する。）が、残存本社債の額面金額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該事実が認められた最終の日から東京における5営業日以内に、本新株予約権付社債権者に対して繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）が開設されている日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない（以下同じ。）。「転換価値」とは、(i)取引日に適用のある転換価額をもって1個の本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数に、当該取引日の終値を乗じた金額と、(ii)当該本新株予約権の行使により支払われる金額の合計額とする。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、大阪証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう（以下同じ。）。)

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

当社は、残存本社債の額面金額合計額が、発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社へに了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、当社が、(a) 上記3（イ）記載の措置を講ずることができない場合、又は(b) 受託会社に対して、承継会社等（上記3（イ）に定義する。）が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付した場合等には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に残存本社債の全部（一部は不可）を以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。上記償還に適用される償還金額は、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の96.59%とし、最高額は本社債の額面金額の160.06%とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における（ ）当社と他の会社の合併（新設合併又は吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）の承認決議の採択、並びに 当社の株主総会における、その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社へ引き受けられることとなるものの総称とする。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、公開買付者が公開買付の決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、上場廃止規則で規定されているその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないと仮定する。）には、当社は、当該公開買付けによる普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（ニ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で（その最低額は本社債の額面金額の96.59%とし、最高額は本社債の額面金額の160.06%とする。）繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本（ホ）に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が大阪証券取引所による上場廃止の決定の日まで又は当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該上場廃止決定の日から又は60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記（ニ）及び本（ホ）の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記（ニ）の手続が適用されるものとする。

（ヘ）スクイーズアウトに関する繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウトによる当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（ニ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の96.59%とし、最高額は本社債の額面金額の160.06%とする。）で繰上償還するものとする。

当社が上記（ニ）及び本（ヘ）の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記（ニ）の手続が適用されるものとする。

(3) 償還の場所

支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(4) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権付社債を発行しております。
(平成19年12月5日取締役会決議)

2012年満期ユーロ円建B種転換社債型新株予約権付社債(平成19年12月21日発行)	
第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数(個)	458
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,743,654
新株予約権の行使時の払込金額(注)1	39.4円
新株予約権の行使期間	平成20年1月4日から 平成24年12月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 39.4円 資本組入額 20.0円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権付社債の残高(千円)	68,700

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{発行又は処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{時 価} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ)平成22年3月19日開催の社債権者集会において、当社の上程するすべての議案が承認可決されたことから、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2 新株予約権の行使に際し、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

3 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等(下記4(2)(二)に定義する。)が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)

をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記1と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、単元未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、現金による精算は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

4 本社債の償還

(1) 本社債の満期償還

2012年12月21日（償還期限）に本社債を償還する。

(2) 本社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

2010年12月21日以降、30連続取引日（以下に定義する。）のうち少なくとも20取引日における転換価値（以下に定義する。）が、残存本社債の額面金額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該事実が認められた最終の日から東京における5営業日以内に、本新株予約権付社債権者に対して繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）が開設されている日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない（以下同じ。）。「転換価値」とは、(i)取引日に適用のある転換価額をもって1個の本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数に、当該取引日の終値を乗じた金額と、(ii)当該本新株予約権の行使により支払われる金額の合計額とする。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、大阪証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう（以下同じ。）。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

当社は、残存本社債の額面金額合計額が、発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(八) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(二) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、当社が、（a）上記3（イ）記載の措置を講ずることができない場合、又は（b）受託会社に対して、承継会社等（上記3（イ）に定義する。）が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付した場合等には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に残存本社債の全部（一部は不可）を以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の93.84%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における（ ）当社と他の会社の合併（新設合併又は吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）の承認決議の採択、並びに 当社の株主総会における、その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの総称とする。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、公開買付者が公開買付の決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、上場廃止規則で規定されているその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないと仮定する。）には、当社は、当該公開買付けによる普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（二）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で（その最低額は本社債の額面金額の93.84%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。）繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本（ホ）に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が大阪証券取引所による上場廃止の決定の日まで又は当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該上場廃止決定の日から又は60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記（二）及び本（ホ）の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記（二）の手続が適用されるものとする。

(へ) スクイズアウトに関する繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を取得する旨の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、当該スクイズアウト事由発生日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウトによる当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の93.84%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。)で繰上償還するものとする。当社が上記(二)及び本(へ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(二)の手続が適用されるものとする。

(3) 償還の場所

支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(4) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年11月30日		19,031,612		7,781,413		3,301,552

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,015,200	190,152	
単元未満株式	普通株式 13,912		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	19,031,612		
総株主の議決権		190,152	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株(議決権25個)含まれております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社原弘産	山口県下関市幡生宮の下 町26番1号	2,500		2,500	0.01
計		2,500		2,500	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	94	74	65	61	59	52	44	42	38
最低(円)	28	51	51	52	51	36	36	35	33

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第2部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	122,930	278,777
受取手形及び営業未収入金	19,563	38,489
有価証券	15,995	24,185
たな卸資産	1, 3 9,888,538	1, 3 8,187,701
短期貸付金	169,750	172,767
その他	464,268	266,260
貸倒引当金	45,483	50,447
流動資産合計	10,635,563	8,917,734
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 2,396,458	1 2,396,870
減価償却累計額	576,150	527,356
建物及び構築物（純額）	1,820,307	1,869,514
機械装置及び運搬具	48,562	40,613
減価償却累計額	32,884	32,215
機械装置及び運搬具（純額）	15,678	8,397
土地	1 1,337,300	1 1,337,300
その他	68,902	73,678
減価償却累計額	62,963	65,572
その他（純額）	5,938	8,106
有形固定資産合計	3,179,225	3,223,319
無形固定資産		
のれん	10,430	13,113
その他	8,983	8,318
無形固定資産合計	19,414	21,431
投資その他の資産		
投資有価証券	48,831	68,683
その他	1,492,452	1,611,310
貸倒引当金	1,412,671	1,510,811
投資その他の資産合計	128,612	169,181
固定資産合計	3,327,251	3,413,932
資産合計	13,962,815	12,331,667

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	1,468,076	948,639
短期借入金	¹ 8,267,757	¹ 8,362,597
1年内返済予定の長期借入金	¹ 207,219	¹ 170,239
前受金	1,445,927	49,700
賞与引当金	9,744	5,160
その他	628,503	498,737
流動負債合計	12,027,228	10,035,073
固定負債		
新株予約権付社債	130,650	146,100
長期借入金	¹ 624,192	¹ 545,427
退職給付引当金	16,725	14,820
債務保証損失引当金	500,000	804,912
その他	326,145	163,035
固定負債合計	1,597,714	1,674,296
負債合計	13,624,942	11,709,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,781,413	7,773,688
資本剰余金	3,502,075	3,494,350
利益剰余金	10,810,016	10,514,151
自己株式	1,952	1,933
株主資本合計	471,520	751,953
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	890	407
為替換算調整勘定	134,536	130,320
評価・換算差額等合計	133,646	129,913
少数株主持分	-	256
純資産合計	337,873	622,296
負債純資産合計	13,962,815	12,331,667

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
営業収益	5,546,561	847,916
営業原価	5,276,868	613,344
営業総利益	269,692	234,571
販売費及び一般管理費	¹ 473,460	¹ 433,541
営業損失()	203,768	198,970
営業外収益		
受取利息	3,083	2,092
受取配当金	825	1,135
為替差益	-	379
工事補償金	20,000	-
保険解約返戻金	10,113	-
その他	17,007	6,771
営業外収益合計	51,029	10,378
営業外費用		
支払利息	227,770	132,377
支払手数料	² 39,398	-
為替差損	6,411	-
その他	13,751	17,417
営業外費用合計	287,331	149,794
経常損失()	440,071	338,386
特別利益		
固定資産売却益	769	-
投資有価証券売却益	40	6,101
社債償還益	2,125,000	-
債務免除益	2,228,892	-
債務保証損失引当金戻入額	200,399	-
受取保険金	-	85,966
その他	28,721	14,803
特別利益合計	4,583,823	106,871
特別損失		
固定資産売却損	51	-
固定資産除却損	461	290
投資有価証券売却損	3,507	-
投資有価証券評価損	-	11,093
匿名組合投資損失	273,648	-
特別損失合計	277,669	11,384
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	3,866,083	242,899
法人税、住民税及び事業税	308,825	53,769
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	308,825	53,769
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	296,668
少数株主損失()	503	256
四半期純利益又は四半期純損失()	3,557,760	296,411

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
営業収益	1,189,332	261,873
営業原価	1,081,891	203,662
営業総利益	107,440	58,211
販売費及び一般管理費	1 122,270	1 119,007
営業損失()	14,829	60,795
営業外収益		
受取利息	820	905
為替差益	-	1,463
保険解約返戻金	10,113	-
その他	2,354	1,953
営業外収益合計	13,288	1,394
営業外費用		
支払利息	75,831	45,345
為替差損	4,349	-
その他	1,929	6,177
営業外費用合計	82,111	51,523
経常損失()	83,651	110,924
特別利益		
債務免除益	103,892	-
その他	1,358	5,357
特別利益合計	105,250	5,357
特別損失		
固定資産除却損	-	175
投資有価証券評価損	-	4,913
匿名組合投資損失	273,648	-
特別損失合計	273,648	5,089
税金等調整前四半期純損失()	252,050	110,656
法人税、住民税及び事業税	28,485	690
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	28,485	690
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	111,346
少数株主損失()	170	24
四半期純損失()	223,394	111,321

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	3,866,083	242,899
減価償却費	59,641	56,702
貸倒引当金の増減額(は減少)	47,248	103,104
賞与引当金の増減額(は減少)	4,260	4,584
退職給付引当金の増減額(は減少)	188	1,904
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	156,802	170,000
受取利息及び受取配当金	3,908	3,227
受取保険金	-	85,966
支払利息	227,770	132,377
社債償還益	2,125,000	-
投資有価証券売却損益(は益)	3,467	6,101
固定資産売却損益(は益)	718	-
匿名組合投資損益(は益)	273,648	-
債務免除益	2,228,892	-
売上債権の増減額(は増加)	5,264	25,118
たな卸資産の増減額(は増加)	3,326,812	1,756,032
仕入債務の増減額(は減少)	155,241	541,624
前受金の増減額(は減少)	1,686,065	1,503,325
その他	660,076	75,010
小計	2,012,807	26,683
利息及び配当金の受取額	3,908	3,227
利息の支払額	249,783	106,365
法人税等の支払額	65,471	22,142
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,701,460	151,963
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	5,041	-
有形固定資産の取得による支出	9,624	10,789
有形固定資産の売却による収入	1,086	-
無形固定資産の取得による支出	870	2,996
投資有価証券の売却による収入	22,566	15,343
貸付けによる支出	84,125	5,312
貸付金の回収による収入	28,114	14,957
保険金の受取による収入	-	100,000
その他	3,137	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,673	111,202
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,470,058	94,840
長期借入れによる収入	1,008	-
長期借入金の返済による支出	712,593	19,168
社債の償還による支出	375,000	-
その他	64	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,556,707	114,026

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,957	1,059
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	904,879	155,846
現金及び現金同等物の期首残高	1,298,298	278,777
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 393,419	1 122,930

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

当社グループは、前連結会計年度において債務超過の状態を解消いたしました。前連結会計年度において959,092千円の営業損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても198,970千円の営業損失を計上することとなりました。また、将来の借入金の弁済が困難になることが予想されるため、金融機関と協議し一定期間の弁済の猶予と金利の一部減免を要請し、実行していただいております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、これらの状況を早急に解消するため、バランスシートの健全化、及び収益の柱となる事業ドメインの再構築を計画しております。バランスシートの健全化につきましては、第三者割当増資による資金調達、たな卸資産の売却による金融負債の圧縮等を計画しております。事業ドメインの再構築につきましては、拠点の統廃合による機動力のある組織への改革、安定収益の見込める賃貸管理部門の強化、不動産の再生再販事業及び戸建住宅事業の強化を計画しております。なお、資金繰りの安定を図ることを目的として各金融機関と協議し、借入金の約定弁済の一時棚上げ及び金利の一部減額を要請しておりますが、今後も良好な関係を維持すべく鋭意協議してまいります。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年11月30日)	
1	会計処理基準に関する事項の変更
(1)	「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。
(2)	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年11月30日)	
1	棚卸資産の評価方法 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成23年3月1日至平成23年11月30日）

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年11月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日至平成23年11月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	
前第3四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めていた「前受金」は、負債及び純資産の合計額の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「前受金」は237,995千円であります。	
(四半期連結損益計算書関係)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1 担保に供している資産		1 担保に供している資産	
たな卸資産	6,979,925千円	たな卸資産	6,983,183千円
建物及び構築物	1,708,858千円	建物及び構築物	1,751,960千円
土地	1,156,608千円	土地	1,156,608千円
計	9,845,392千円	計	9,891,752千円
上記に対応する債務		上記に対応する債務	
短期借入金	6,506,208千円	短期借入金	6,606,208千円
長期借入金	554,441千円	長期借入金	563,337千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)		(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	7,060,650千円	計	7,169,546千円
2 偶発債務		2 偶発債務	
保証債務		保証債務	
被保証者	保証金額	被保証者	保証金額
医療法人徳裕会	597,750千円	医療法人徳裕会	608,438千円
益田ウィンドパワー株式会社	228,509千円	益田ウィンドパワー株式会社	248,935千円
金融機関からの借入に対する保証であります。		金融機関からの借入に対する保証であります。	
3 たな卸資産の内訳		3 たな卸資産の内訳	
商品	2,033千円	商品	2,675千円
販売用不動産	9,886,505千円	販売用不動産	7,465,338千円
計	9,888,538千円	仕掛販売用不動産	719,688千円
		計	8,187,701千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)																																																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">91,497千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">5,305千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">7,034千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">42,837千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">93,647千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">6,776千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">9,449千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">6,128千円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">21,900千円</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">79,707千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">20,648千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">2,682千円</td></tr> </table> <p>2 2012年満期ユーロ円建A種転換社債型新株予約権付社債及び2012年満期ユーロ円建B種転換社債型新株予約権付社債の買入消却等に係る手数料等であります。</p>	支払手数料	91,497千円	広告宣伝費	5,305千円	販売促進費	7,034千円	役員報酬	42,837千円	給与手当	93,647千円	貸倒引当金繰入額	6,776千円	賞与引当金繰入額	9,449千円	退職給付費用	6,128千円	福利厚生費	21,900千円	租税公課	79,707千円	減価償却費	20,648千円	のれん償却額	2,682千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">88,948千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">28,272千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">3,564千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">38,083千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">82,586千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">3,875千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">5,632千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,217千円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">20,177千円</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">45,725千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">17,363千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">2,682千円</td></tr> </table> <p>2</p>	支払手数料	88,948千円	広告宣伝費	28,272千円	販売促進費	3,564千円	役員報酬	38,083千円	給与手当	82,586千円	貸倒引当金繰入額	3,875千円	賞与引当金繰入額	5,632千円	退職給付費用	2,217千円	福利厚生費	20,177千円	租税公課	45,725千円	減価償却費	17,363千円	のれん償却額	2,682千円
支払手数料	91,497千円																																																
広告宣伝費	5,305千円																																																
販売促進費	7,034千円																																																
役員報酬	42,837千円																																																
給与手当	93,647千円																																																
貸倒引当金繰入額	6,776千円																																																
賞与引当金繰入額	9,449千円																																																
退職給付費用	6,128千円																																																
福利厚生費	21,900千円																																																
租税公課	79,707千円																																																
減価償却費	20,648千円																																																
のれん償却額	2,682千円																																																
支払手数料	88,948千円																																																
広告宣伝費	28,272千円																																																
販売促進費	3,564千円																																																
役員報酬	38,083千円																																																
給与手当	82,586千円																																																
貸倒引当金繰入額	3,875千円																																																
賞与引当金繰入額	5,632千円																																																
退職給付費用	2,217千円																																																
福利厚生費	20,177千円																																																
租税公課	45,725千円																																																
減価償却費	17,363千円																																																
のれん償却額	2,682千円																																																

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)																																																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">27,313千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">2,737千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">346千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">13,414千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">27,749千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">224千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">3,368千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">850千円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">7,822千円</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">9,144千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">6,809千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">894千円</td></tr> </table>	支払手数料	27,313千円	広告宣伝費	2,737千円	販売促進費	346千円	役員報酬	13,414千円	給与手当	27,749千円	貸倒引当金繰入額	224千円	賞与引当金繰入額	3,368千円	退職給付費用	850千円	福利厚生費	7,822千円	租税公課	9,144千円	減価償却費	6,809千円	のれん償却額	894千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">25,578千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">5,132千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">198千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">12,652千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">24,724千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">146千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">2,493千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">676千円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">7,055千円</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">6,766千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">5,928千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">894千円</td></tr> </table>	支払手数料	25,578千円	広告宣伝費	5,132千円	販売促進費	198千円	役員報酬	12,652千円	給与手当	24,724千円	貸倒引当金繰入額	146千円	賞与引当金繰入額	2,493千円	退職給付費用	676千円	福利厚生費	7,055千円	租税公課	6,766千円	減価償却費	5,928千円	のれん償却額	894千円
支払手数料	27,313千円																																																
広告宣伝費	2,737千円																																																
販売促進費	346千円																																																
役員報酬	13,414千円																																																
給与手当	27,749千円																																																
貸倒引当金繰入額	224千円																																																
賞与引当金繰入額	3,368千円																																																
退職給付費用	850千円																																																
福利厚生費	7,822千円																																																
租税公課	9,144千円																																																
減価償却費	6,809千円																																																
のれん償却額	894千円																																																
支払手数料	25,578千円																																																
広告宣伝費	5,132千円																																																
販売促進費	198千円																																																
役員報酬	12,652千円																																																
給与手当	24,724千円																																																
貸倒引当金繰入額	146千円																																																
賞与引当金繰入額	2,493千円																																																
退職給付費用	676千円																																																
福利厚生費	7,055千円																																																
租税公課	6,766千円																																																
減価償却費	5,928千円																																																
のれん償却額	894千円																																																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)												
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">393,419千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">393,419千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	393,419千円	預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金	千円	現金及び現金同等物	393,419千円	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">122,930千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">122,930千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	122,930千円	預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金	千円	現金及び現金同等物	122,930千円
現金及び預金	393,419千円												
預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金	千円												
現金及び現金同等物	393,419千円												
現金及び預金	122,930千円												
預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金	千円												
現金及び現金同等物	122,930千円												

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	19,031,612

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,572

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

	不動産分譲事業 (千円)	不動産賃貸 管理事業 (千円)	環境事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	934,645	252,158	2,527	1,189,332		1,189,332
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高						
計	934,645	252,158	2,527	1,189,332		1,189,332
営業利益又は営業損失()	8,217	71,619	2,469	60,931	(75,761)	14,829

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産分譲事業.....マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の販売・仲介
(2) 不動産賃貸管理事業.....一般賃貸物件の管理・斡旋
(3) 環境事業.....風力発電機、太陽光発電システム、その他環境機器の販売

3 会計処理基準に関する事項の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末においては工事進行基準を適用しているものがないため、これによる影響はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

	不動産分譲事業 (千円)	不動産賃貸 管理事業 (千円)	環境事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	4,758,544	780,589	7,427	5,546,561		5,546,561
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高						
計	4,758,544	780,589	7,427	5,546,561		5,546,561
営業利益又は営業損失()	153,418	221,874	7,212	61,244	(265,013)	203,768

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産分譲事業.....マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の販売・仲介
(2) 不動産賃貸管理事業.....一般賃貸物件の管理・斡旋
(3) 環境事業.....風力発電機、太陽光発電システム、その他環境機器の販売

3 会計処理基準に関する事項の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末においては工事進行基準を適用しているものがないため、これによる影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	887,740	301,591	1,189,332		1,189,332
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高					
計	887,740	301,591	1,189,332		1,189,332
営業利益又は営業損失()	4,321	19,151	14,829		14,829

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	3,078,941	2,467,619	5,546,561		5,546,561
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高					
計	3,078,941	2,467,619	5,546,561		5,546,561
営業損失()	103,228	100,539	203,768		203,768

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

【海外営業収益】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

	アジア	計
海外営業収益(千円)	301,591	301,591
連結営業収益(千円)		1,189,332
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	25.4	25.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・中華人民共和国

3 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益であります。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

	アジア	計
海外営業収益(千円)	2,467,619	2,467,619
連結営業収益(千円)		5,546,561
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	44.5	44.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・中華人民共和国

3 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、不動産事業及び環境事業に関連する事業を営んでおり、取扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは「不動産分譲事業」、「不動産賃貸管理事業」及び「環境事業」の3つを報告セグメントとしております。

「不動産分譲事業」は、不動産の売買仲介事業、戸建事業、マンション分譲事業及び代理販売事業等を展開しております。「不動産賃貸管理事業」は不動産賃貸事業、不動産管理事業及び不動産斡旋事業等を展開しております。「環境事業」は、ガラス瓶のリサイクル事業を展開しております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産 分譲事業	不動産賃貸 管理事業	環境事業			
営業収益						
外部顧客への営業収益	105,250	734,579	8,086	847,916		847,916
セグメント間の内部営業収益又は振替高						
計	105,250	734,579	8,086	847,916		847,916
セグメント利益又は損失()	157,879	204,218	6,813	39,524	238,494	198,970

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 238,494千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産 分譲事業	不動産賃貸 管理事業	環境事業			
営業収益						
外部顧客への営業収益	26,107	233,492	2,274	261,873		261,873
セグメント間の内部営業収益又は振替高						
計	26,107	233,492	2,274	261,873		261,873
セグメント利益又は損失()	56,071	71,135	3,791	11,272	72,068	60,795

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 72,068千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(有価証券関係)

当社グループの所有する有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
17円 76銭	33円 38銭

2 . 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 233円 43銭	1株当たり四半期純損失金額() 15円 61銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 165円 77銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額

(注) 1 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	3,557,760	296,411
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	3,557,760	296,411
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	15,241,074	18,987,731
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	6,220,468	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動があ る場合の概要		

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9月 1日 至 平成22年11月30日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成23年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 13円 70銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1株当たり四半期純損失金額() 5円 85銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。
2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9月 1日 至 平成22年11月30日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 9月 1日 至 平成23年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失()(千円)	223,394	111,321
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	223,394	111,321
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	16,303,864	19,029,058
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月13日

株式会社原弘産
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星山和彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井俊明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川俊介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社原弘産の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社原弘産及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において5,876,505千円の営業損失、10,161,902千円の当期純損失を計上したことから、5,569,251千円の債務超過の状態となっている。当第3四半期連結累計期間においては3,557,760千円の四半期純利益を計上したことから、債務超過の額は1,886,972千円となったものの、借入金の弁済が困難になることが予想されるため金融機関と協議し一定期間の弁済の猶予と金利の一部減免を要請し、実行されている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1月13日

株式会社原弘産
取締役会御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 星山和彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山野井俊明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川俊介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社原弘産の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社原弘産及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において959,092千円の営業損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても198,970千円の営業損失を計上している。また、借入金の弁済が困難になることが予想されるため金融機関と協議し一定期間の弁済の猶予と金利の一部減免を要請している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。